

館山市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金 フローチャート②

こちらは千葉県内に住んでいた方向けの説明となります。
千葉県以外にお住いで該当と思われる方は、表面「フローチャート①」をご確認ください。

館山市への転入が令和6年4月1日以降である

YES

館山市に転入する直前に、連続して1年以上、
『千葉県内のうち条件不利地域（注2）以外の地域に
在住し、東京23区に通勤（通学）』している
※在住と通勤（通学）の期間は合算可能

YES

館山市に転入する直前10年間のうち、
通算して5年以上、『東京23区に在住』又は『東京
圏（注1）のうち条件不利地域（注2）以外の地域に
在住し、東京23区に通勤（通学）』している
※在住と通勤（通学）の期間は合算可能

（注1）東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

（注2）東京圏の条件不利地域

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

NO

NO

移住支援金の対象外です

NO

次の①～③のいずれかに該当する

①就業（一般）

千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載の移住支援金の対象企業に就業し、申請時において連続して3か月以上在職している

②就業（専門人材）

千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、申請時において連続して3か月以上在職している

③起業

館山市で起業し、申請日までの1年以内に、（公財）千葉県産業振興センターの起業支援金の交付決定を受けている

YES

館山市に転入して3か月以上1年未満である

YES

NO

移住支援金の対象となる可能性がありますので、雇用商工課（TEL:0470-22-3136）までご連絡ください。

◎単身移住：10万円 ◎世帯移住：20万円 ◎子育て世帯：30万円。